

新旧対照表

| 条              | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 条      | 改正前                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>（事業方法書）</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |                                                                                                                                                                 |
| 第4条(1)         | P災コース<br>被共済者が児童生徒等、PTA会員である教職員、部活動又は特別団体等の指導者である場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第4条(1) | P災コース<br>被共済者が児童生徒等、教職員、部活動又は特別団体等の指導者である場合                                                                                                                     |
| 第4条(2)         | 安互コース<br>被共済者がPTA会員、PTAの準会員または事務担当者、PTA活動の指導者もしくは支援者である場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第4条(2) | 安互コース<br>被共済者が保護者、PTAの準会員または事務担当者、PTA活動の指導者もしくは支援者である場合                                                                                                         |
| 第5条(2)         | PTA会員、教職員、部活動または特別団体の指導者、PTAの準会員又は務担当者、PTA活動の指導者もしくは支援者、(1)に規定する児童生徒等の保護者の代理人の場合                                                                                                                                                                                                                                                                          | 第5条(2) | PTA会員もしくは(1)に規定する児童生徒等の保護者の代理人、部活動又は特別団体の指導者、又はPTA行事への参加が事前に認められている活動の指導者もしくは支援者の場合                                                                             |
| 第8条5           | 加入者名簿の提出について、共済契約者となるPTAにおいて児童生徒等あるいはPTA保護者会員が全員加入である場合には、……。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第8条5   | 加入者名簿の提出について、共済契約者となるPTAにおいて児童生徒等あるいはPTA保護者会員の全員加入がある場合には、……。                                                                                                   |
| 第11条2          | 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が団体あるいは被共済者の一部の契約を解除しようとするときは、本財団所定の契約解除請求書に所要事項を記入し、本財団に提出するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                              | 第11条2  | 第7条第2項に定める共済掛金の支払後に、共済契約者が、被共済者の一部を脱退させようとするときは、本財団所定の脱退届に所要事項を記入し、本財団に提出するものとする。                                                                               |
| 第13条           | 共済掛金の設定は、算出方法の規定によるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第13条   | 共済掛金の設定は、算出方法書の規定によるものとする。                                                                                                                                      |
| 附則<br>第3条      | この事業方法書は、平成28年4月1日より一部改正され発効する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 附則     |                                                                                                                                                                 |
| <b>（約款）</b>    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |                                                                                                                                                                 |
| 第1条ひ           | PTA活動(行事)、主催<br>PTAが企画・立案し主催する活動(行事)でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定され、PTA内部のみで実行されるものをいいます。実施場所は主に熊本県内となりますが、日本国内に限りです。参加者は本共済の加入者および活動に必要な指導者あるいは支援者、あらかじめ参加が認められた者に限り、PTAが案内をするものです。                                                                                                                                                                    | 第1条ひ   | PTA行事<br>PTAが企画・立案し主催する又は共催する行事(主に熊本県内で実施されるものであるが、日本国内に限る)でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。                                                           |
| 第1条ひ           | PTA活動(行事)、共催<br>PTAが企画・立案し主催する活動(行事)でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定され、他の団体の支援を得ることによってPTA主体で実行されるものをいいます。実施場所は主に熊本県内となりますが、日本国内に限りです。参加者は本共済の加入者および活動に必要な指導者あるいは支援者、あらかじめ参加が認められた者に限り、PTAが案内をするものです。PTA組織全体が他団体の支援を受けるものであり、組織の一部が他団体と共催することはできません。PTA会員がPTAの代表として他団体の活動に協力する場合は、当該会員のみが共済の適用を受けられることになります。(校区など地域における一つの町内での活動や地域子ども会への協力は、共催とは認められません。) |        |                                                                                                                                                                 |
| 第1条ひ           | PTA会長承認行事<br>PTA活動(行事)主催あるいは共催に該当しないが、当該PTAの所属する学校の部活動、学級又は学年等の集団で、あるいは学校又はPTAの代表として参加することを、PTA会長が教育上有用あるいはPTA活動上必要であるとあらかじめ承認した活動(行事)をいいます。                                                                                                                                                                                                              | 第1条ひ   | PTA会長承認行事<br>PTAが企画・立案し主催する又は共催する行事(主に熊本県内で実施されるものであるが、日本国内に限る)に該当しないが、学校の部活動、学級又は学年等の集団で、あるいは学校又はPTAの代表として参加することを、教育上有用あるいはPTA活動上必要であるとPTA会長があらかじめ承認した活動をいいます。 |
| 第1条ほ           | 保護者の代理(人)<br>PTA活動(行事)又は学校行事において、児童生徒等の保護者の参加が要請されており、かつ当該児童生徒等の保護者のいずれも参加できない時に参加する、事前に認められた当該児童生徒等の親族で、3親等以内の成人である者をいいます。(事業方法書、第5条)                                                                                                                                                                                                                    | 第1条ほ   | 保護者の代理<br>PTA行事又は学校行事において、保護者のいずれも参加できない場合に、事前に認められた当該児童生徒等の3親等以内の成人である親族をいいます。                                                                                 |
| 第7条2           | (注1)を削除する。 (注2)を(注)とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第7条2   |                                                                                                                                                                 |
| 第7条8           | 歯科特別共済金の給付請求にかかる診療については、共済金給付のない場合に限り、当該診療にかかる診療費及び診療実日数分の給付をします。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第7条8   |                                                                                                                                                                 |
| 第19条4          | 第15条(被共済者による共済契約の解除請求)の第3項、第4項の規定により、被共済者がこの共済契約を解除した場合には、……。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第19条4  | 第15条(被共済者による共済契約の解除請求)第3項の規定により、被共済者がこの共済契約を解除した場合には、……。                                                                                                        |
| 第32条           | (約款の制定と改廃)<br>この約款の制定及び改廃は評議員会において審議、決定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |                                                                                                                                                                 |
| 附則<br>第4条      | この共済約款は、平成28年4月1日より一部改正され発効します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 附則     |                                                                                                                                                                 |